

各 位

会 社 名 株式会社芝浦電子
代 表 者 名 代表取締役社長社長執行役員 葛西 晃
(コード番号 6957 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執行役員経営管理部長 星ノ谷 行秀
電 話 番 号 048-615-4000

(訂正)「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

ミネベアミツミ株式会社（以下「ミネベアミツミ」といいます。）による当社の普通株式に対する公開買付けについて、当社が 2025 年 4 月 10 日に公表しました、「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」に下記のとおり訂正がございましたので、お知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

3. ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① ミネベアミツミ公開買付けの概要

(訂正前)

(注4)

(前略)

①YAGEO 公開買付けにおける買付予定数の下限は 7,624,600 株（所有割合：50.01%。但し、YAGEO 予告公表プレスリリースにおいて、買付予定数の下限は、YAGEO 公開買付け開始時点の当社の発行済株式総数や自己株式数を踏まえ、調整する可能性があること及び YAGEO 公開買付けにおいて参照されている当社の発行済株式総数が更新されていることから、調整が行われるものと推察されることと）と設定されており、ミネベアミツミ公開買付けが YAGEO 公開買付けへの対抗提案であるにもかかわらず、買付予定数の下限を YAGEO 公開買付けよりも高く設定した場合には、ミネベアミツミ公開買付けの成立の可能性が YAGEO 公開買付けよりも低いと当社の株主の皆様から評価される可能性があること、②実際には本株式併合（下記「(5) ミネベアミツミ公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下同じです。）に係る議案の決議成立に必要な当社株式数は、所有割合にして、当社の直近 5 期の定時株主総会における議決権行使比率の最大値（約 86%）（注 5）に株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率 3 分の 2 を乗じた割合（約 57%）に相当する水準であると考えられること、③他方で、2020 年から 2024 年に公表された上場会社の非公開化を目的とし、成立した公開買付け 253 件のうち、親子会社間、持分法適用会社間、MBO（注 6）案件の合計 139 件を除いた資本関係のない第三者間の取引で株式併合議案（スクイーズアウト議案）に係る株主総会を実施した 43 件においては、株式併合議案に議決権行使比率（但し、公開買付主体及びその特別関係者の行使個数は当該計算から除いていることと）の平均値は約 37.0%、中央値は約 41.5%と、平時の定時株主総会の議決権行使比率に比して大きく低下する傾向があり、株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率である 3 分の 2 を乗じた際に 50.01%を上回る事例は 1 件のみ（当該 1 件の議決権行使比率は 78.3%であり、3 分の 2 を乗じた場合には、52.2%となります。）に留まることも踏まえ、仮に②で記載した割合（約 57%）の当社株式をミネベアミツミ公開買付けにより取得

できなかったとしても、ミネベアミツミが、50.01%の当社株式をミネベアミツミ公開買付けにより取得できれば、当社の臨時株主総会において株式併合に係る議案が承認される蓋然性が高いといえることを考慮したためであるとのことです。

(中略)

しかし、当該承認を得られない場合であっても、ミネベアミツミは、ミネベアミツミ公開買付け及びミネベアミツミスクイーズアウト手続によって当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的としていることから、ミネベアミツミ公開買付けにおける応募状況や当社の株主の当社株式の所有状況及び属性、市場株価の動向並びに当社の臨時株主総会における議決権行使比率等も踏まえた上で、本株式併合に係る議案が当社の株主総会において現実的に承認される水準に至るまで、当社株式を追加取得することを予定しているとのことです。

(後略)

(訂正後)

(注4)

(前略)

①YAGEO 公開買付けにおける買付予定数の下限は7,624,600株（所有割合：50.01%。但し、YAGEO 予告公表プレスリリースにおいて、買付予定数の下限は、YAGEO 公開買付け開始時点の当社の発行済株式総数や自己株式数を踏まえ、調整する可能性があることとされていること及びYAGEO 公開買付けにおいて参照されている当社の自己株式数が更新されていることから、調整が行われるものと推察されることとです。）と設定されており、ミネベアミツミ公開買付けが YAGEO 公開買付けへの対抗提案であるにもかかわらず、買付予定数の下限を YAGEO 公開買付けよりも高く設定した場合には、ミネベアミツミ公開買付けの成立の可能性が YAGEO 公開買付けよりも低いと当社の株主の皆様から評価される可能性があること、②実際には本株式併合（下記「(5) ミネベアミツミ公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下同じです。）に係る議案の決議成立に必要な当社株式数は、所有割合にして、当社の直近5期の定時株主総会における議決権行使比率の最大値（約86%）（注5）に株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率3分の2を乗じた割合（約57%）に相当する水準であると考えられること、③他方で、2020年から2024年の5年間に公表された上場会社の非公開化を目的とし、成立した公開買付け253件のうち、親子会社間、持分法適用会社間、MBO（注6）案件の合計139件を除いた資本関係のない第三者間の取引で株式併合議案（スクイーズアウト議案）に係る株主総会を実施した43件においては、株式併合議案に対する議決権行使比率（但し、公開買付け主体及びその特別関係者の行使個数は当該計算から除いていることとです。）の平均値は約37.0%、中央値は約41.5%と、平時の定時株主総会の議決権行使比率に比して大きく低下する傾向があり、株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率である3分の2を乗じた際に50.01%を上回る事例は1件のみ（当該1件の議決権行使比率は78.3%であり、3分の2を乗じた場合には、52.2%となります。）に留まることも踏まえ、仮に②で記載した割合（約57%）の当社株式をミネベアミツミ公開買付けにより取得できなかったとしても、ミネベアミツミが、50.01%の当社株式をミネベアミツミ公開買付けにより取得できれば、当社の臨時株主総会において株式併合に係る議案が承認される蓋然性が高いといえることを考慮したためであるとのことです。

(中略)

しかし、当該承認を得られない場合であっても、ミネベアミツミは、ミネベアミツミ公開買付け及びミネベアミツミスクイーズアウト手続によって当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的としていることから、ミネベアミツミ公開買付けにおける応募状況や当社の株主の当社株式の所有状況及び属性、市場株価の動向並びに当社の臨時株主総会における議決権行使比率等も踏まえた上で、本株式併合に係る議案が当社の株主総会において現実的に承認される水準に至るまで、実務上合理的に可能である限り、当社株式を追加取得を行うとのことです。

(後略)

(3) 算定に関する事項

③ ミネベアミツミにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(ii) 算定の概要

(訂正前)

(前略)

市場株価法 (2025 年 2 月 5 日基準) : 3,315 円～3,279 円

(後略)

(訂正後)

(前略)

市場株価法 (2025 年 2 月 5 日基準) : 3,135 円～3,279 円

(後略)

(6) ミネベアミツミ公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、ミネベアミツミ公開買付けの公正性を担保するための措置

④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(iii) 判断内容

(b) 答申理由

(訂正前)

(前略)

山田コンサルによる株式価値算定結果においては、当社の 1 株当たりの株式価値を市場株価法では、YAGEO 予告公表プレスリリースが公表された基準日①を算定基準日として、3,135 円から 3,279 円、及び基準日②を算定基準日として、3,720 円から 4,456 円、また、DCF 法では 3,568 円から 5,886 円、類似会社比較法では 2,993 円から 3,454 円と算定しており、ミネベアミツミ公開買付価格が、市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果の上限を上回り、かつ、DCF 法に基づく算定結果のレンジの範囲内の価格であること。

(中略)

ミネベアミツミ公開買付価格 4,500 円は、ミネベアミツミから 2025 年 4 月 3 日に提案された 4,600 円に対し 2.17%減額された金額であるが、(i) 米国関税措置が公表された 2025 年 4 月 2 日の翌営業日である 2025 年 4 月 3 日から 2025 年 4 月 8 日までの当社株式の VWAP (売買高加重平均価格) は、2025 年 4 月 2 日終値に対して -3.58% の水準であること、(ii) 米国関税措置によって、当社の業績見通しに与える直接的な影響は限定的であるものの、株式会社大和総研が 2025 年 4 月 3 日に公表したレポート「「相互関税」による日本の実質 GDP への影響は最大で▲1.8%」によれば、「今回発表された相互関税によって、日本経済の実質 GDP は短期的には 0.6%(2025 年)、中期的には 1.8%(2029 年)程度下押しされると試算される。」とされており、マクロ経済の見通しが悪化する可能性も否定できず、過去当社がマクロ経済のイベントにより業績が悪化した 2020 年 3 月期や 2023 年 3 月期には、事業年度初めに策定した業績予想に対する実績値の下落率は、売上高以上に営業利益の方が大きく落ち込む傾向があるため、実際にマクロ経済の見通しが悪化し当社の売上高が実質 GDP の下落率相当に落ち込んだ場合には、2%を超えて利益が棄損される可能性も十分に考えられること、及び (iii) ミネベアミツミとのこれまでの価格交渉の経緯及び 4 月 8 日付ミネベアミツミ面談の内容を踏まえると現時点でさらに高い提案価格は提示されないと考えられることを踏まえると、本特別委員会としても、不合理な提案価格の引き下げではないと考える。

(中略)

(ii) 2020 年から 2024 年に公表された上場会社の非公開化を目的とし、成立した公開買付けのうち、

親子会社間、持分法適用会社間、MBO案件の合計 139 件を除いた資本関係のない第三者間の取引 253 件においては、株式併合議案（スクイーズアウト議案）に係る株主総会を実施した 43 件においては、株式併合議案に議決権行使比率（但し、公開買付主体及びその特別関係者の行使個数は当該計算から除く。）の平均値は約 37.0%、中央値は約 41.5%と、平時の定時株主総会の議決権行使比率に比して大きく低下する傾向があり、株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率である 3 分の 2 を乗じた際に 50.01%を上回る事例は 1 件のみ（当該 1 件の議決権行使比率は 78.3%であり、3 分の 2 を乗じた場合には、52.2%となる。）に留まることも踏まえ、仮に上記（i）で記載した割合（約 57%）の当社株式をミネベアミツミ公開買付けにより取得できなかったとしても、ミネベアミツミが、50.01%の当社株式をミネベアミツミ公開買付けにより取得できれば、当社の臨時株主総会において株式併合に係る議案が承認される蓋然性が高いこと、また（iii）当社の従業員持株会が所有している当社株式は、当該株式の取得資金を拠出している当社の従業員が実質的な株主であると考えられるところ、当該従業員が当社に雇用されているという関係性を踏まえると、当社の意思決定に反する行動は取りにくいと考えられ、さらに、上記に記載のとおり、ミネベアミツミ公開買付けに対して、当社取締役会が賛同意見を表明し、当社の株主に対してミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨する旨の当社における取締役会決議がなされることがミネベアミツミ公開買付けの前提条件となっていることを踏まえると、一層、従業員持株会の構成員が、当該決議内容やミネベアミツミ取引への理解を示して本株式併合に係る議案への賛成の議決権の行使に応じる意向を有することになると考えられることから、ミネベアミツミは、ミネベアミツミ公開買付けが成立し、ミネベアミツミが新たに当社の親会社となった後においても、当社の従業員持株会は当社の臨時株主総会において当社が提案する本株式併合に係る議案に賛成の議決権を行使するものと考えていることを考慮して、買付予定数の下限を定めたとのことであり、かかるミネベアミツミの考えに特に指摘すべき問題点はないことから、ミネベアミツミ公開買付けに係る買付予定数の下限は、少数株主によるミネベアミツミ公開買付けへの応募結果を尊重するものとして公正性を一定程度担保するものと考えられ、強圧性が生じないように配慮していること。

（後略）

（訂正後）

（前略）

山田コンサルによる株式価値算定結果においては、当社の 1 株当たりの株式価値を市場株価法では、YAGEO 予告公表プレスリリースが公表された基準日①を算定基準日として、3,135 円から 3,279 円、及び基準日②を算定基準日として、3,720 円から 4,456 円、また、DCF 法では 3,568 円から 5,886 円、類似会社比較法では 2,943 円から 3,403 円と算定しており、ミネベアミツミ公開買付価格が、市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果の上限を上回り、かつ、DCF 法に基づく算定結果のレンジの範囲内の価格であること。

（中略）

ミネベアミツミ公開買付価格 4,500 円は、ミネベアミツミから 2025 年 4 月 3 日に提案された 4,600 円に対し 2.17%減額された金額であるが、（i）米国関税措置が公表された 2025 年 4 月 2 日の翌営業日である 2025 年 4 月 3 日から 2025 年 4 月 9 日までの当社株式の VWAP（売買高加重平均価格）は、2025 年 4 月 2 日終値に対して -3.87%の水準であること、（ii）米国関税措置によって、当社の業績見通しに与える直接的な影響は限定的であるものの、株式会社大和総研が 2025 年 4 月 3 日に公表したレポート「相互関税」による日本の実質 GDP への影響は最大で ▲1.8%によれば、「今回発表された相互関税によって、日本経済の実質 GDP は短期的には 0.6%(2025 年)、中期的には 1.8%(2029 年)程度下押しされると試算される。」とされており、マクロ経済の見通しが悪化する可能性も否定できず、過去当社がマクロ経済のイベントにより業績が悪化した 2020 年 3 月期や 2023 年 3 月期には、事業年度初めに策定した業績予想に対する実績値の下落率は、売上高以上に営業利益の方が大きく落ち込む傾向があるため、実際にマクロ経済の見通しが悪化し当社の売上高が実質 GDP の下落率相当に落ち込んだ場合には、2%を超えて利益が棄損される可能性も十分に考えられること、及び（iii）ミネベアミツミとのこれまでの価格交渉の経緯及び 4 月 8 日付ミネベアミツミ面談の内容を踏まえると現時点でさらに高

い提案価格は提示されないと考えられることを踏まえると、本特別委員会としても、不合理な提案価格の引き下げではないと考える。

(中略)

(ii) 2020 年から 2024 年に公表された上場会社の非公開化を目的とし、成立した公開買付け 253 件のうち、親子会社間、持分法適用会社間、MBO 案件の合計 139 件を除いた資本関係のない第三者間の取引で、株式併合議案（スクイーズアウト議案）に係る株主総会を実施した 43 件においては、株式併合議案に議決権行使比率（但し、公開買付主体及びその特別関係者の行使個数は当該計算から除く。）の平均値は約 37.0%、中央値は約 41.5%と、平時の定時株主総会の議決権行使比率に比して大きく低下する傾向があり、株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率である 3 分の 2 を乗じた際に 50.01%を上回る事例は 1 件のみ（当該 1 件の議決権行使比率は 78.3%であり、3 分の 2 を乗じた場合には、52.2%となる。）に留まることも踏まえ、仮に上記 (i) で記載した割合（約 57%）の当社株式をミネベアミツミ公開買付けにより取得できなかったとしても、ミネベアミツミが、50.01%の当社株式をミネベアミツミ公開買付けにより取得できれば、当社の臨時株主総会において株式併合に係る議案が承認される蓋然性が高いこと、また (iii) 当社の従業員持株会が所有している当社株式は、当該株式の取得資金を拠出している当社の従業員が実質的な株主であると考えられるところ、当該従業員が当社に雇用されているという関係性を踏まえると、当社の意思決定に反する行動は取りにくいと考えられ、さらに、上記に記載のとおり、ミネベアミツミ公開買付けに対して、当社取締役会が賛同意見を表明し、当社の株主に対してミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨する旨の当社における取締役会決議がなされることがミネベアミツミ公開買付けの前提条件となっていることを踏まえると、一層、従業員持株会の構成員が、当該決議内容やミネベアミツミ取引への理解を示して本株式併合に係る議案への賛成の議決権の行使に応じる意向を有することになると考えられることから、ミネベアミツミは、ミネベアミツミ公開買付けが成立し、ミネベアミツミが新たに当社の親会社となった後においても、当社の従業員持株会は当社の臨時株主総会において当社が提案する本株式併合に係る議案に賛成の議決権を行使するものと考えていることを考慮して、買付予定数の下限を定めたとのことであり、かかるミネベアミツミの考えに特に指摘すべき問題点はないことから、ミネベアミツミ公開買付けに係る買付予定数の下限は、少数株主によるミネベアミツミ公開買付けへの応募結果を尊重するものとして公正性を一定程度担保するものと考えられ、強圧性が生じないように配慮していること。

(後略)

4. ミネベアミツミ公開買付けに係る重要な合意に関する事項

(1) 本応募契約

(訂正前)

ミネベアミツミは、本応募合意株主との間で、2025 年 4 月 10 日付で本応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主が、本応募株式の全て（1,325,486 株、所有割合：8.79%）について、ミネベアミツミ公開買付けが開始された場合、ミネベアミツミ公開買付けに応募し、かかる応募を撤回しないことを合意しているとのことです。また、ミネベアミツミは、本応募契約において、以下の内容を合意しているとのことです。

(後略)

(訂正後)

ミネベアミツミは、本応募合意株主との間で、2025 年 4 月 10 日付で本応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主が、本応募株式の全て（1,424,486 株、所有割合：9.45%）について、ミネベアミツミ公開買付けが開始された場合、ミネベアミツミ公開買付けに応募し、かかる応募を撤回しないことを合意しているとのことです。また、ミネベアミツミは、本応募契約において、以下の内容を合意しているとのことです。

(後略)

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、ミネベアミツミ公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ずミネベアミツミ公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実がミネベアミツミ公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

ミネベアミツミ公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じです。）第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条のもとで定められた規則は、ミネベアミツミ公開買付けには適用されず、ミネベアミツミ公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者及び当社は米国で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び個人並びに当該法人の子会社及び関係者（affiliate）（以下「関連者」といいます。）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

公開買付者、公開買付者及び当社の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b)の要件に従い、当社株式を自己又は顧客の勘定で、ミネベアミツミ公開買付けの開始前、又は公開買付期間中にミネベアミツミ公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても類似の方法により開示が行われます。

ミネベアミツミ公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。ミネベアミツミ公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果がこれらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、当社又はそれらの関連者は、これらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中の「将来に関する記述」は、このプレスリリースの提出日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、当社又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は、ミネベアミツミ公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。